

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に 関する情報の通知について

令和6年12月

令和6年12月13日に建設業法の一部改正が施行されたことに伴い、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象(※)が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないとされました。

※国土交通省令で定める事象（建設業法施行規則第13条の14第2項）

- ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰（第1号）
（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰
- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰（第2号）
（例）地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

これを踏まえ、館山市では下記のとおり取り扱うこととします。

1 対象工事

館山市が発注する全ての建設工事

2 通知の時期

落札決定（随意契約の場合は、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでの間

3 通知の方法

落札者（随意契約の場合は、契約の相手方）が、上記による事象が発生する恐れがあると認める場合は、別添の様式による通知書を発注者に提出することとします。

（事象が発生するおそれがない場合は、通知の提出は必要ありません）

館山市役所 総務部管財契約課
Tel 0470 (22) 3296
e-mail kankei@city.tateyama.chiba.jp